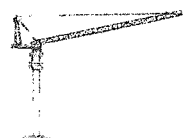
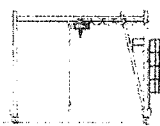
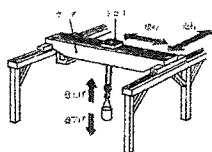


『クレーン運転特別教育』開催について



クレーンとは、荷を動力を用いてつり上げ、及びこれを水平に運搬する事を目的とする機械装置のうち、移動式クレーン及びデリックを除いたものと定義されています。

つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務に従事するためには労働安全衛生法及びクレーン等安全規則により、特別教育等を修了することが義務付けられています。

今回事業主に代わり学科・実技の集合教育を行い、講習修了者には特別教育修了証を発行いたします。無資格の方はこの機会に受講されることをお勧めいたします。

- ◎ 日 時 【学科講習】平成29年7月8日(土) 8:00~18:00
【実技講習】平成29年7月9日(日) 8:00~
- ◎ 会 場 【学科講習】富士宮商工会議所旧事務所(若の宮町45)
【実技講習】(株)中野機械
- ◎ 講習料金 受講料 16,460円(学科講習、実技講習、修了証交付手数料等全て含む)
テキスト代 1,650円(平成27年度改定しました)
- ◎ 受講資格 18歳以上 男女
- ◎ 定 員 40名(定員になり次第締切り。申込の際は空席の有無を電話にて確認の事。)
- ◎ 申込手続 所定受講申請書(含写真1枚「タテ40mm×ヨコ30mm」)に受講料を添えて、商工会議所迄お申込ください。(複数の申込者がある場合は、受講申請書をコピーしてご利用ください。)

募集開始日 会議所会員5月11日(木)から
非会員5月18日(木)から

- ◎ 講習内容 1. クレーンに関する知識(3時間) 2. 関係法令(1時間)
3. 運転のために必要な力学に関する知識(2時間)
4. 原動機及び電気に関する知識(3時間) 5. 実技講習(4時間)
- ◎ 留意事項 1. 代理出席はもちろん、遅刻、早退は失効となります。
2. 学科講習においては、筆記用具を持参し、実技講習においては実技にふさわしい服装にて参加のこと。
3. 学科、実技共修了試験を実施致します。
4. 受講者は、5分前迄に会場にて受付を完了して下さい。

- ◎ 講習実施団体 静岡労働局長登録教習機関 (一社)労働技能講習協会

富士宮商工会議所
TEL 26-3101
富士宮市豊町18-5

クレーン運転特別教育受講申請書

No.

フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)
現住所	(〒)
	連絡先☎ (携帯可) _____
事業所名 及び 所在地	(〒)
	TEL. _____ FAX. _____

一般社団法人 労働技能講習協会 殿

のりしろ
修了証用 写真貼付 タテ 4.0cm ヨコ 3.0cm

(写真は上三分身、脱帽、
背景無地が原則。
スピード写真の場合は、
一般証明用サイズを選択
のこと。)

【統合修了証について】すでに当協会発行の特別教育修了証を所持している方は、今回の修了証と併せて一枚にまとめることができます。(無料) 但し、**他団体で発行した特別教育修了証**は統合できません。

修了証の統合を
《 希望する 希望しない 》

代理受講防止により受付時写真との照合を行う場合があります。

【統合修了証を希望される方】 ←

下記に必要事項を記入し、お持ちの特別教育修了証を講習会当日持参してください。

* 統合を希望するものに○印をつけ修了証番号を記入してください。

アーク溶接	回	号	ゴンドラ取扱	回	号
自由研削といし	回	号	巻上げ機運転	回	号
石綿建築物解体	回	号	低圧電気取扱	回	号
高所作業車	回	号	フォークリフト運転	回	号
建設用リフト運転	回	号	粉じん作業	回	号
小型車両系建設	回	号	酸素欠乏・硫化水素危険	回	号

今般、上記 (枚) の修了証を統合したく、申請致します。

平成 年 月 日 申請者 _____

一般社団法人 労働技能講習協会 殿

※提出された個人情報は、講習会に関する業務及び修了後のデータ管理業務に使用します。